

2020年4月から事業所・飲食店等は、
原則屋内禁煙が義務づけられます！

事業者向け 受動喫煙対策 説明会

無料
事前申込制
定員150名

健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙を防止するため、2020年4月1日から複数の方が利用する全ての事務所・飲食店等は、原則、屋内禁煙が義務づけられます。

ただし、例外として喫煙室等の設置が認められています。

本説明会では、なぜ今、受動喫煙対策が必要なのか、また、改正健康増進法の内容と事業者の皆様
に求められる受動喫煙対策について説明いたします。 個別相談会も実施しますので、ぜひ御参加ください。

日時・場所

2020年

2月25日 (火) 14:00～16:30 (13:30 受付開始)

栃木県庁研修館 講堂 (宇都宮市塙田1-1-20)

※ 案内図は裏面にあります。駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用をお願いします。

内容

喫煙の健康影響について 14:00～14:45

栃木県 保健福祉部 健康増進課 医師

改正健康増進法に基づく受動喫煙対策について 14:55～15:55

栃木県 保健福祉部 健康増進課 職員 ※ 第二種施設向けの説明が中心となります。

個別相談会 16:00～16:30

事前申込制で、個別にご相談を受け付けます。申込については裏面を御確認ください。

対象者

商店、飲食店、理美容店、娯楽施設、観覧場、集会場、百貨店、事務所、金融機関、
競技場 等 あらゆる施設の事業者や施設管理担当者 等



主催 栃木県



会場案内図



自家用車でお越しの場合は、県庁地下駐車場を御利用
いただき、駐車券を忘れずに会場受付へお持ちください。
駐車場には限りがありますので、公共交通機関の利用に
御協力ください。

参加申込み

メール又はFAXのいずれかの方法で下記申込先へ
お申し込みください。

FAXでお申込みの場合

下記申込書を御記入の上、お申し込みください。

FAX番号：028-623-3920

メールでお申込みの場合

件名を【受動喫煙対策説明会申込み】とし、企業・団
体名、参加者氏名、業種、住所・所在地、電話番号、
メールアドレス、個別相談の希望の有無、事前質問（あ
れば）を御記入の上、

kenko-choju@pref.tochigi.lg.jp

に送信してください。

締め切り

2月20日（木）

受動喫煙対策（事業者向け）説明会 FAX申込書

申込者	企業・団体名	
	参加者氏名	
	業種 (例：製造業 等)	
	住所・所在地	市・町
	電話番号	-
	メールアドレス	
事前質問	※ 事前質問については、説明会でできるだけお答えします	
個別相談会への 参加（あてはまる ものに○）	希望する	希望しない

※ 応募多数の場合は調整をさせていただくことがあります。

栃木県 保健福祉部 健康増進課 健康長寿推進班

TEL：028-623-3094 FAX：028-623-3920

E-mail：kenko-choju@pref.tochigi.lg.jp